

一、本會以健康維持を宗旨とするに於て、
二、本會の目的は、
三、本會の組織は、
四、本會の活動は、
五、本會の財政は、
六、本會の施設は、
七、本會の教育は、
八、本會の福利は、
九、本會のその他は、

一、本會の目的は、健康維持を宗旨とするに於て、
二、本會の組織は、
三、本會の活動は、
四、本會の財政は、
五、本會の施設は、
六、本會の教育は、
七、本會の福利は、
八、本會のその他は、

一、本會の目的は、健康維持を宗旨とするに於て、
二、本會の組織は、
三、本會の活動は、
四、本會の財政は、
五、本會の施設は、
六、本會の教育は、
七、本會の福利は、
八、本會のその他は、

財団法人協調會大阪支所

財団法人協調會大阪支所

- 三、解雇手當ハ右ノ重役審議ニ於テ協定シタルモノヲ發表シ尙退職手當ハ平素ノ勤怠及技術等ヲ参酌シ相當ノ手當ヲ支給ス
- 四、就業時間ハ午前七時半ヨリ午後五時迄トス
- 五、差別ハ撤廢セズ
- 六、衛生設備ハ漸次改善ス
- 七、見習工年期滿了ノ日ヲ以テ普通工ノ一ケ年勤續ト同様ニ見做シ年功加俸金二圓ヲ支給シ以後普通職工同様ニ處理ス
- 八、身邊検査ハ廢止ス但シ携帶品ハ自分ヨリ係員ニ提出シ検査ヲ受クベシ
- 右ノ回答案ヲ示シタル處職工側ハ解雇手當問題ニ對スル左ノ要求ヲ提出シテ會社側ノ回答ニ對シテハ何等ノ返答モセズ午後二時ヨリ改メテ職工代表ト交替シ會見スルベキ旨陳述シ引揚ゲタリ。
- 六ケ月未滿五十分
一ケ年未滿六十分
二ケ年未滿八十六日分
三ケ年未滿百二十二日分